

○ 地震後の農業用ため池等緊急点検要領（平成9年3月25日付け 9-4 構造改善局建設部防災課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 対象ため池</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領の対象とするため池等（以下「対象ため池」という）は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 防災重点農業用ため池</p> <p>(2) 堤高 15m以上の農業用の貯水施設のうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術的基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程若しくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規程が定められているもの（一級河川、二級河川又は準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。以下「河川区域外の農業用ダム」という。）</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>本要領における防災重点農業用ため池とは、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池であり、アからエまでの要件のいずれかに該当するものとして都道府県が市町村等と調整の上選定したものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち、当該農業用ため池からの水平距離が 100m 未満の区域に住宅等（住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設をいい、当該浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないものを除く。以下同じ。）が存すること。</u></p> <p><u>イ 貯水する容量が 1,000m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、浸水区域のうち当該農業用ため池からの水平距離が 500m 未満の区域に住宅等が存すること。</u></p> <p><u>ウ 貯水する容量が 5,000m<sup>3</sup> 以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。</u></p> <p><u>エ アからウまでの要件に該当する農業用ため池に準ずるものであること、当該農業</u></p>	<p><b>第1章 総 則</b></p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 適用範囲</p> <p>1.2.1 対象ため池</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本要領の対象とするため池等（以下「対象ため池」という）は、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 防災重点ため池</p> <p>(2) 堤高 15m以上の農業用の貯水施設のうち、貯水施設の構造に関する近代的な技術的基準に基づき設置された施設であって、土地改良法に定める管理規程若しくは独立行政法人水資源機構法に定める施設管理規程が定められているもの（一級河川、二級河川又は準用河川において設けられたものを除き、下流に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるものに限る。以下「河川区域外の農業用ダム」という。）</p> </div> <p>(解 説)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>農業用ため池のうち、「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成 30 年 11 月 13 日付け 30 農振第 2294 号防災課長通知）に定める選定基準に基づき、都道府県が選定した防災重点ため池を本要領の対象とする。</u></p>

改正後	現行
<p><u>用ため池の管理を行う者を知ることができないことその他の状況からみて、当該農業用ため池が決壊した場合にはその周辺の区域の住宅等の居住者又は利用者に被害を及ぼすおそれ大きいと認められること。</u></p> <p>(3) 防災重点農業用ため池の他、河川区域外の農業用ダムについては、「地震後の農業用ダム臨時点検要領」（平成9年3月25日付け9-4防災課長通知）の対象ではないことから、本要領の対象とする。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(3) 防災重点ため池の他、河川区域外の農業用ダムについては、「地震後の農業用ダム臨時点検要領」（平成9年3月25日付け9-4防災課長通知）の対象ではないことから、本要領の対象とする。</p> <p>(4) (略)</p>
<p><b>1.2.2 点検ため池</b></p> <p>本要領により、緊急点検を実施する対象ため池（以下「点検ため池」という）は、対象ため池周辺の気象庁が発表する震度等が、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 震度4の場合は、堤高15m以上の対象ため池  (2) 震度5弱以上の場合は、全ての対象ため池</p> <p>ただし、河川区域外の農業用ダムについては、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の気象庁震度階級が震度4以上のもののほか、ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上のものも点検ため池とする。</p> <p>また、防災重点農業用ため池については、原則として(1)、(2)のいずれかに該当するものとしてため池防災支援システムで抽出されたものを点検ため池とする。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 防災重点農業用ため池については、原則としてため池防災支援システムで抽出されたものを点検ため池とするが、<u>ため池防災支援システム</u>により難しい場合は、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の気象庁震度階級により点検の可否を判断する。なお、ため池防災支援システムでは、ため池が所在する地点の計測震度が表示されるが、計測震度と気象庁震度階級との関係は表1の通りであるため参考にされたい。</p> <p>河川区域外の農業用ダムについては、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の</p>	<p><b>1.2.2 点検ため池</b></p> <p>本要領により、緊急点検を実施する対象ため池（以下「点検ため池」という）は、対象ため池周辺の気象庁が発表する震度等が、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 震度4の場合は、堤高15m以上の対象ため池  (2) 震度5弱以上の場合は、全ての対象ため池</p> <p>ただし、河川区域外の農業用ダムについては、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の気象庁震度階級が震度4以上のもののほか、ダムの基礎地盤又は堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上のものも点検ため池とする。</p> <p>また、防災重点ため池については、原則として(1)、(2)のいずれかに該当するものとしてため池防災支援システムで抽出されたものを点検ため池とする。</p> <p>(解説)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 防災重点ため池については、原則としてため池防災支援システムで抽出されたものを点検ため池とするが、システムにより難しい場合は、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の気象庁震度階級により点検の可否を判断する。なお、ため池防災支援システムでは、ため池が所在する地点の計測震度が表示されるが、計測震度と気象庁震度階級との関係は表1の通りであるため参考にされたい。</p> <p>河川区域外の農業用ダムについては、対象ため池周辺の気象庁が発表する地震情報の</p>

改正後

気象庁震度階級が震度4以上又はダムの基礎地盤若しくは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上のものを点検ため池とする。なお、気象庁が発表する震度以外にも、対象ため池近傍の地震計において、適切な震度観測ができる場合には、その震度を適用することができる。その場合には、震源地を勘案し、慎重に判断するものとする。

表1 気象庁震度階級表（出典：気象庁ホームページ）

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

(4) 都道府県及び市町村は、地震により点検ため池が生じた時は、ため池防災支援システムを活用して防災重点農業用ため池の点検ため池を把握するとともに、都道府県は、河川区域外の農業用ダムの点検ため池を地方農政局農村振興部防災課（北海道にあっては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。なお、国営造成施設については、地方農政局農村振興部防災課を水利整備課、農村振興局整備部防災課を水資源課にそれぞれ読み替える。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。また、地方農政局等は、様式-1により管内の点検ため池数を集計するものとする。

第2章 緊急点検等

2.1 緊急点検体制の確立

(略)

2.2 緊急点検

確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、震度5弱以上を観測

現行

気象庁震度階級が震度4以上又はダムの基礎地盤若しくは堤体底部に設置した地震計により観測された地震動の最大加速度が25gal以上のものを点検ため池とする。なお、気象庁が発表する震度以外にも、対象ため池近傍の地震計において、適切な震度観測ができる場合には、その震度を適用することができる。その場合には、震源地を勘案し、慎重に判断するものとする。

表1 気象庁震度階級表（出典：気象庁ホームページ）

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5未満	5弱	4.5以上5.0未満
1	0.5以上1.5未満	5強	5.0以上5.5未満
2	1.5以上2.5未満	6弱	5.5以上6.0未満
3	2.5以上3.5未満	6強	6.0以上6.5未満
4	3.5以上4.5未満	7	6.5以上

(4) 都道府県及び市町村は、地震により点検ため池が生じた時は、ため池防災支援システムを活用して防災重点ため池の点検ため池を把握するとともに、都道府県は、河川区域外の農業用ダムの点検ため池を地方農政局農村振興部防災課（北海道にあっては農村振興局整備部防災課、沖縄県にあっては沖縄総合事務局農林水産部農村振興課。なお、国営造成施設については、地方農政局農村振興部防災課を水利整備課、農村振興局整備部防災課を水資源課にそれぞれ読み替える。以下「地方農政局等」という。）に報告するものとする。また、地方農政局等は、様式-1により管内の点検ため池数を集計するものとする。

第2章 緊急点検等

2.1 緊急点検体制の確立

(略)

2.2 緊急点検

確立した緊急点検体制に基づき、身の安全を十分に確保しつつ、震度5弱以上を観測

改正後	現行
<p>した点検ため池を特に優先し、速やかに緊急点検を実施するものとする。</p> <p>緊急点検は、ため池の堤体、洪水吐き、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。</p>	<p>した点検ため池を特に優先し、速やかに緊急点検を実施するものとする。</p> <p>緊急点検は、ため池の堤体、洪水吐、取水設備、周辺の地山等の状況について、目視による外観点検を主とするものとする。</p>
<p>(解説)</p>	<p>(解説)</p>
<p>(1)～(7) (略)</p>	<p>(1)～(7) (略)</p>
<p><b>2.3 緊急点検結果の報告</b></p>	<p><b>2.3 緊急点検結果の報告</b></p>
<p>管理者等は、緊急点検の結果を次のいずれかの方法により速やかに報告するものとする。</p> <p>(1) 防災重点<u>農業用</u>ため池については、市町村が原則としてため池防災支援システムにより報告</p> <p>(2) 河川区域外の農業用ダムについては、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、管理者等がメール、ファックス等により都道府県に報告</p> <p>都道府県は、防災重点農業用ため池の緊急点検の実施状況や被災状況を適時適切に把握するとともに、河川区域外の農業用ダムの緊急点検の結果を、管理者等から報告があり次第、地方農政局等に速やかに報告するものとする。</p> <p>なお、緊急点検の結果の報告期限については、原則、地震発生後 24 時間以内とし、震度 5 弱以上の点検ため池を特に優先して報告するものとする。</p>	<p>管理者等は、緊急点検の結果を次のいずれかの方法により速やかに報告するものとする。</p> <p>(1) 防災重点ため池については、市町村が原則としてため池防災支援システムにより報告</p> <p>(2) 河川区域外の農業用ダムについては、あらかじめ定められた連絡体制に基づき、管理者等がメール、ファックス等により都道府県に報告</p> <p>都道府県は、防災重点ため池の緊急点検の実施状況や被災状況を適時適切に把握するとともに、河川区域外の農業用ダムの緊急点検の結果を、管理者等から報告があり次第、地方農政局等に速やかに報告するものとする。</p> <p>なお、緊急点検の結果の報告期限については、原則、地震発生後 24 時間以内とし、震度 5 弱以上の点検ため池を特に優先して報告するものとする。</p>
<p>(解説)</p>	<p>(解説)</p>
<p>(1) 市町村は、防災重点<u>農業用</u>ため池の緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、<u>ため池防災支援システム</u>により難しい場合は、様式－2、3により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。また、河川区域外の農業用ダムについては、管理者等が様式－2、3により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、様式－2、3の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。</p>	<p>(1) 市町村は、防災重点ため池の緊急点検の結果（市町村以外の管理者が実施したものを含み、ため池管理アプリにより記録されたものを除く。）をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、システムにより難しい場合は、様式－2、3により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。また、河川区域外の農業用ダムについては、管理者等が様式－2、3により都道府県を通じて地方農政局等にメール、ファックス等により速やかに報告するものとする。なお、様式－2、3の内容を確認できるものであれば、様式は問わない。</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p><b>第3章 応急措置</b></p>	<p><b>第3章 応急措置</b></p>

改正後	現行
<p><b>3.1 被害が確認された場合の応急措置等</b></p> <div data-bbox="152 244 1104 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急点検の結果、点検ため池の安全管理上必要があると認められた場合には、管理者等は、緊急放流等の応急措置を行い、ため池点検の安全性を確保するものとする。</p> </div> <p>(解説)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>緊急点検の結果、点検ため池の堤体等の亀裂、漏水、沈下、法面の孕みだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押さえ盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>3.2 (略)</b></p> <p><b>第4章 平時における緊急点検体制の整備</b></p> <p><b>4.1 (略)</b></p> <p><b>4.2 対象ため池の点検・整備等</b></p> <div data-bbox="152 927 1104 1040" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>管理者等は、平時から対象ため池の点検・整備を行うとともに、低水位管理のルールをあらかじめ作成することにより、異常の早期発見や堤体の決壊防止に努めるものとする。</p> </div> <p>(解説)</p> <p>(1) 管理者等は、「ため池管理マニュアル」(令和2年6月 農林水産省農村振興局整備部防災課)、「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)等に基づき、平時から地震、豪雨等による対象ため池への被災の可能性を予測して、堤体、洪水吐き等の点検・整備(以下「日常点検」という)を行うものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4.3・4.4 (略)</b></p>	<p><b>3.1 被害が確認された場合の応急措置等</b></p> <div data-bbox="1160 244 2112 357" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急点検の結果、点検ため池の安全管理上必要があると認められた場合には、管理者等は、緊急放流等の応急措置を行い、ため池点検の安全性を確保するものとする。</p> </div> <p>(解説)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 応急対策</p> <p>緊急点検の結果、点検ため池の堤体等の亀裂、漏水、沈下、法面の孕みだし、洪水吐きの閉塞等が確認された場合には、管理者等は、押さえ盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐きの閉塞物除去等の応急対策を実施するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p><b>3.2 (略)</b></p> <p><b>第4章 平時における緊急点検体制の整備</b></p> <p><b>4.1 (略)</b></p> <p><b>4.2 対象ため池の点検・整備等</b></p> <div data-bbox="1160 927 2112 1040" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>管理者等は、平時から対象ため池の点検・整備を行うとともに、低水位管理のルールをあらかじめ作成することにより、異常の早期発見や堤体の決壊防止に努めるものとする。</p> </div> <p>(解説)</p> <p>(2) 管理者等は、「ため池管理マニュアル」(令和2年6月 農林水産省農村振興局整備部防災課)及び「ため池の洪水調節機能強化対策の手引き」(平成30年5月 農林水産省農村振興局整備部防災課)等に基づき、平時から地震及び豪雨等による対象ため池への被災の可能性を予測して、堤体及び洪水吐等の点検・整備(以下「日常点検」という)を行うものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><b>4.3・4.4 (略)</b></p>

改 正 後	現 行
<p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式－1 点検対象ため池及び点検状況整理様式（1.2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－2 緊急点検に係る報告様式（速報）（2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－3 緊急点検に係る報告様式（2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－4 被災状況とりまとめ報告様式（2.3 関連）</li> </ul>	<p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式－1 点検対象ため池及び点検状況整理様式（1.2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－2 緊急点検に係る報告様式（速報）（2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－3 緊急点検に係る報告様式（2.2、2.3 関連）</li> <li>・様式－4 被災状況とりまとめ報告様式（2.3 関連）</li> </ul>

附 則

農業用ため池のうち、「平成30年7月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方（平成30年11月13日付け30農振第2294号防災課長通知）に定める選定基準に基づき都道府県が選定した防災重点ため池については、本要領における防災重点農業用ため池とみなす。

改 正 後

(様式-1)

〇〇を震源とする地震に関する点検ため池の緊急点検状況

【●●局】 令和 年 月 日 0:00 時点  
(ため池防災支援システムから点検ため池を抽出した時刻:令和 年 月 日 0:00)

都道府県	市町村	最大震度 (4以上)	点検ため池数					点検済み					備考		
			計 ③=①+②	防災重点農業用ため池		左記以外		計 ③=①+②	防災重点農業用ため池		左記以外				
				①	うち5弱以上	②	うち5弱以上		①	うち5弱以上	うち異状あり	②		うち5弱以上	うち異状あり
〇〇県	〇〇市	—													
〇〇県	××町	4	25	18	0	7	0	25	18	0	3	7	0	2	点検完了
〇〇県	△△村	5弱	54	48	6	6	2	10	10	6	2	0	0	0	
計			79	66	6	13	2	35	28	6	7	0			

(様式-2)

( 県 )

速報 (第1報)

令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時現在

ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )
	<input type="checkbox"/> 防災重点農業用ため池 <input type="checkbox"/> 農業用ダム(対象ため池に該当)
ため池の被害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)
	<input type="checkbox"/> 決壊している <input type="checkbox"/> 決壊はしていないが、 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div><input type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている</div> <div><input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている</div> </div> <input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

注) 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式-3により報告すること。  
 ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式-3により報告すること。  
 2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。  
 ただし、その後被害が確認されたため池については、様式-3により報告すること。  
 ※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

現 行

(様式-1)

〇〇を震源とする地震に関する点検ため池の緊急点検状況

【●●局】 令和 年 月 日 0:00 時点  
(ため池防災支援システムから点検ため池を抽出した時刻:令和 年 月 日 0:00)

都道府県	市町村	最大震度 (4以上)	点検ため池数					点検済み					備考		
			計 ③=①+②	防災重点ため池		左記以外		計 ③=①+②	防災重点ため池		左記以外				
				①	うち5弱以上	②	うち5弱以上		①	うち5弱以上	うち異状あり	②		うち5弱以上	うち異状あり
〇〇県	〇〇市	—													
〇〇県	××町	4	25	18	0	7	0	25	18	0	3	7	0	2	点検完了
〇〇県	△△村	5弱	54	48	6	6	2	10	10	6	2	0	0	0	
計			79	66	6	13	2	35	28	6	7	0			

(様式-2)

( 県 )

速報 (第1報)

令和 年 月 日 ( 曜日 ) 時現在

ため池の情報	池 ( 県 市町村、ため池コード: )
	<input type="checkbox"/> 防災重点ため池 <input type="checkbox"/> 農業用ダム(対象ため池に該当)
ため池の被害	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)
	<input type="checkbox"/> 決壊している <input type="checkbox"/> 決壊はしていないが、 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div><input type="checkbox"/> 下流側に水が漏れている</div> <div><input type="checkbox"/> 堤体の斜面がくずれている</div> </div> <input type="checkbox"/> 洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)
	<input type="checkbox"/> 上記以外

注) 1. ため池の被害がある場合、本様式報告後、被害状況等の詳細を取りまとめ、様式-3により報告すること。  
 ただし、速やかに被害状況等の詳細を報告可能な場合は、本様式を省略し様式-3により報告すること。  
 2. 緊急点検を実施した結果、被害が確認されなかったため池については、これ以降の報告は不要。  
 ただし、その後被害が確認されたため池については、様式-3により報告すること。  
 ※本表は、参考であり、必ずしもこの様式により報告を求めるものではありません。

改正後

現行

(様式3) (略)

(様式3) (略)

(様式-4)

(様式-4)

【●●局】

【●●局】

ため池被災・対応状況一覧

ため池被災・対応状況一覧

NO	都道府県	市町村	防災重点農業用ため池	ため池諸元			ため池の状況			被害拡大の可能性			国の応援 <sup>※1</sup>	避難指示の状況 <sup>※1</sup>	人的・物的被害状況	その他特記事項	更新時点 <sup>※2</sup>	
				名称	堤高	堤長	貯水量	堤体	貯水池	洪水吐	応急措置の要否	応急措置の内容						応急処置対応状況
		(例)	○	16.0m	30.0m	100.0千t	法面崩れ	満水状態	埋塞	あり	応急ポンプ	未対応	移動中	5	現時点でなし	堤体直下に市街地	6/7 16:00	
		(例)					不明	不明	不明	不明			不要	-	周囲に人家等なし		6/4 14:00	
		(例)	○				はらみ	落水	埋塞	あり	水位低下	処置完了	不要	解除	なし	落水完了により避難指示解除	5/30 9:00	

NO	都道府県	市町村	防災重点ため池	ため池諸元			ため池の状況			被害拡大の可能性			国の応援 <sup>※1</sup>	避難指示の状況 <sup>※1</sup>	人的・物的被害状況	その他特記事項	更新時点 <sup>※2</sup>	
				名称	堤高	堤長	貯水量	堤体	貯水池	洪水吐	応急措置の要否	応急措置の内容						応急処置対応状況
		(例)	○	16.0m	30.0m	100.0千t	法面崩れ	満水状態	埋塞	あり	応急ポンプ	未対応	移動中	5	現時点でなし	堤体直下に市街地	6/7 16:00	
		(例)					不明	不明	不明	不明			不要	-	周囲に人家等なし		6/4 14:00	
		(例)	○				はらみ	落水	埋塞	あり	水位低下	処置完了	不要	解除	なし	落水完了により避難指示解除	5/30 9:00	

※1 市町村からの報告を踏まえ、個別に確認の上、記載。  
 ※2 「更新時点」には、国への報告日時ではなく、都道府県が情報を得た時点に記載。

※1 市町村からの報告を踏まえ、個別に確認の上、記載。  
 ※2 「更新時点」には、国への報告日時ではなく、都道府県が情報を得た時点に記載。